

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 8 年 6 月 23 日 (火)
午後 2 時～
函南町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第43号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第44号 指定校変更の承諾について

議案第45号 小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について

5 報 告

報告第13号 函南町子育て世帯訪問支援事業について

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 静岡がんセンター公開講座2026

イ 令和 8 年度環境美化ポスター事業

ウ 第32回MOA美術館函南児童作品展

エ 企業と語ろう in ぬまづ

オ 第14回親守詩静岡県大会

カ 静岡県東部支部私立学校相談会

キ マンドリンコンサート2026

(2) 令和 8 年度函南町教育講演会の開催について（ご案内）

(3) 次回委員会開催予定

定例会 令和 8 年 7 月 15 日（水）13：10～ 函南町役場 3 階 教育委員会室

※同日午前中は学校等教育施設訪問を実施します。

8 時 40 分に役場 1 階ロビーにご参集ください。

暑さ対策は各自でお願いします。

教育長関係報告事項

令和8年6月23日（火）

月日	曜日	内 容
5月27日	水	・社会を明るくする運動推進委員会（10：00～） ・田方地区教育長会（13：00～） ・2市1町教育委員意見交換会（18：30～）
5月28日	木	・静岡県初任者研修実施委員会（13：30～）
5月29日	金	・函南小学校、東小学校、西小学校運動会（8：30～） ・就学支援員会（13：30～）
5月30日	土	・函南町都市交流協会総会（13：30～）
5月31日	日	・ごみゼロ運動統一美化キャンペーン（8：00～）
6月1日	月	・企画会議（9：00～）
6月8日	月	・丹那小学校小規模特認校児童募集広報打ち合わせ（9：00～）
6月9日	火	・第1回静岡県教員育成協議会（9：30～）
6月10日	水	・三島警察署防犯協会会計監査（14：30～）
6月11日	木	・第1回田方農業高校学校運営協議会（9：30～） ・要保護児童対策地域協議会代表者会議（13：30～） ・地区推進委員長連絡会（19：00～）
6月12日	金	・第1回図書館協議会（10：00～）
6月14日	日	・田方地区PTA連絡協議会指導者研修会（9：00～）
6月15日	月	・臨時企画会議（9：00～） ・函南町教育研究会授業公開（函南小・西小）（13：00～）
6月17日	水	・議会6月定例会（9：00～）
6月18日	月	・議会6月定例会（9：00～）
6月19日	金	・議会6月定例会（9：00～）
6月22日	月	・課長等連絡会議（8：40～） ・企画会議（9：00～）
6月23日	火	・教育委員会定例学校等施設訪問（9：00～） ・定例教育委員会（14：00～）

議案第43号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和8年6月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第44号

指定校変更の承諾について

指定校変更の承諾について、教育委員会の承認を求める。

令和8年6月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から指定校変更承諾願が提出されたので、指定校変更の承諾について教育委員会の承認を得るものです。

○函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

平成26年 3月26日

教委規則第2号

函南町立小学校・中学校通学区域の設定に関する規則（平成6年函南町教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、函南町内に居住する児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、義務教育を受けるため通学する町立の小学校・中学校を指定することを目的とする。

（通学区域及び指定）

第2条 指定する学校は、児童等が保護者（児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは、後見人をいう。以下同じ。）とともに居住する現住所に基づき指定する。

2 前項の規定により、指定する学校の区域（以下「学区」という。）は、別表1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学級に入級する者の小学校及び中学校の学区は、別表2のとおりとする。

（指定校の変更）

第3条 教育委員会は、保護者及び児童等の特別な事由により、児童等が指定された学校に通学が困難であると認められるときは、別表3の基準に基づき、前条の指定を変更することができる。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第2号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 規則の施行の際、この規則による改正前の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条ただし書の規定により、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月29日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 3 (第 3 条関係)

区分	許可基準		許可期間		添付書類
転居・転出	小学校	学期途中に転居したが通学に支障がない場合	小学校	各学年その学期末又は学年末まで（6年次在学中は卒業）	ア 保護者承諾願 イ 住民異動届
	中学校		中学校 どの学年でも卒業まで		
一時転居	新築改築のため区域外から通学する場合（完成するまで）従前住所へ戻ることが確実の場合		その期間		ア 保護者承諾願 イ 建築確認書写し ウ 住民異動届
転入予定	住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実の場合、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。		引き渡し予定日		ア 保護者承諾願 イ 入居予定がわかる契約書等の写し
保護者不在	共働き等により帰宅後も保護者不在 預け先地区又は勤務地区の学校 （小学生のみ）		その事由が解消するまで（1年更新）		ア 保護者願い出書 イ 保護者在職証明書 ウ 預かり証明書
身体的な理由	身体的な理由で指定校に通学困難な場合		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 医師の診断書
生徒指導上の問題 教育的配慮	(1) いじめ、不登校等の理由で指定校へ通学が困難な場合 (2) 指定校を変更することにより問題解決が見込まれる場合 (3) 引き続き、変更した学区の中学校へ進学する場合		その事由が解消するまで（卒業まで）		ア 保護者承諾願 イ 指定校校長の意見書 ウ 入学通知書
地域事情	(1) 地形等（通学路安全性等）地域の事情により、指定校へ通学が困難な場合 (2) 地教委が承認した場合（小学生のみ）		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 居住区域の地図
兄弟関係	特別な事情で指定校以外に兄弟が通学し、指定校が違うため負担が生じる場合		その事由が解消するまで（卒業まで）		ア 保護者承諾願
その他	(1) 特殊な事情で委員会が認めた場合 (2) 入学時において入部予定の部活動がない場合（町内のみ）		卒業まで		ア 保護者承諾願 イ 事由を証明するために教育委員会が求める書類

議案第45号

小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱（令和4年函南町教育委員会告示第13号）第6条の規定により令和9年度の小規模特認校の募集定員数を定めるため、教育委員会の承認を求める。

令和8年6月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱に基づく児童の募集定員数を定めるため、教育委員会の承認を求めるものです。

小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について

函南町教育委員会 学校教育課

1 根拠要綱

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱（令和4年函南町教育委員会告示第13号）
（以下「要綱」という。）

2 要綱第2条に規定する小規模特認校指定校

- (1) 学校名 町立丹那小学校
- (2) 所在地 函南町丹那 443 番地
- (3) 校長名 飯田英晃

3 要綱第6条に規定する募集定員数（案）

(1) 募集定員数の設定条件等

ア 原則第1学年を除く当該学年とその前後の学年のそれぞれの合計人数が16人以下となった場合は複式学級相当となるため、その人数をクリアできる募集定員数を設定する。（複式学級相当の一例 4年+5年又は5年+6年の合計≤16人）

イ 学年毎の募集定員数又は学校全体での募集定員数を設定する。

ウ 丹那留守家庭児童保育所の入所定員数に対応可能な募集定員数を設定する。

エ 小規模特認校を実施した場合の丹那小学校全体の児童数（推定）

（単位：人）

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和8年5月1日現在 丹那小学校児童数	4	3	8	9	7	12	43
令和9年4月1日想定 丹那小学校区の児童数	6※	4	3	8	9	7	37
要綱に基づく募集人数 募集定員数の基礎数値	3	4	6	0	0	0	13
令和9年4月1日現在 丹那小学校全体の児童 数（推定）	9	8	9	8	9	8	51

各学年 10 人程度が望ましい。

※令和8年6月現在丹那小学校区の年長児の人数

(2) 丹那小学校と教育委員会事務局との調整結果による募集定員数（案）

令和8年6月8日の第1回丹那小学校小規模特認校打ち合わせ会において、教育長含む教育委員会事務局及び丹那小学校校長と協議・検討を実施した。

上記(1)と学校運営において円滑に運営できる受入れ可能児童数であるかを総合的に勘案し、以下のとおり教育委員会へ協議する募集定員数の案とした。

募集定員数（案） 学年にかかわらず10人程度

※募集状況により柔軟に対応できるよう「程度」とする。

○函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱

令和4年6月22日

教委告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教育委員会規則第2号（以下「規則」という。）第2条第2項の規定により指定された学校にかかわらず、地域と連携した特色のある教育活動を実施する町内の小規模な小学校（以下「小規模特認校」という。）への就学を、就学予定者及び児童（以下「就学予定者等」という。）並びにその保護者が希望する場合に、一定の条件を付して許可する制度（以下「特認校制」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(小規模特認校の指定)

第2条 前条の特認校制を適用する小学校は、函南町立丹那小学校を指定する。

(運用)

第3条 特認校制の実施については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとし、保護者からの申請に基づき、前条に指定する小規模特認校に就学指定校を変更することを許可するものとする。

(就学の条件)

第4条 前条の規定に基づく申請をしようとする就学予定者等及びその保護者は、次の各号の条件を就学期間中も含め、全て満たさなくてはならない。

- (1) 就学予定者等及びその保護者が町内に在住していること、又は就学までに町内への転入が見込まれること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動及びPTA活動等へ賛同し協力すること。
- (3) 通学における安全確保は、保護者責任の下に行い、その費用についても保護者が負担すること。

(就学時期及び就学期間)

第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童を規則第2条第2項の規定により指定する小学校に就学させることができる。

(定員等)

第6条 小規模特認校へ就学できる各学年の就学予定者等の募集定員数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

(就学の申請等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する就学予定者等の保護者（以下「申請者」という。）

は、小規模特認校就学申請書（様式第1号）を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面接を行った後、小規模特認校の就学に係る意見書（様式第2号）を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

（許可等）

第8条 教育委員会は、申請書の内容を審査するとともに、小規模特認校の就学に係る意見書の内容を考慮し、適当であると認めるときは、就学を許可する。ただし、適当であると認めた就学予定者等が募集定員数を超えたときは、抽選によるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは、申請者に小規模特認校就学許可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、申請者に小規模特認校就学不許可通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（1） 第4条に規定する就学の条件を満たさないとき。

（2） 第1項の面接により学校長が小規模特認校の就学に適していないと判断したとき。

（3） 第1項ただし書きの規定による抽選に外れたとき。

（許可の取消し）

第9条 教育委員会は、前条の規定による許可をした後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書（様式第5号）により、就学の許可を得た申請者に通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知があった児童は、規則第2条第2項の規定により指定する学校に就学するものとする。

（中学就学）

第10条 小規模特認校に就学した児童が卒業後に就学する函南町立中学校は、規則第2条第2項の規定により指定された中学校とする。ただし、当該児童及びその児童の保護者が特に希望する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの規定による場合は、保護者は就学指定校変更の手続を行わなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

函南町教育委員会 様

保護者住所
(申請者) 保護者氏名
電話番号

小規模特認校就学申請書

小規模特認校への就学を希望するので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

ふりがな				保護者との続柄	
就学予定者等の氏名					
現住所	〒 -				
就学時の住所	☐ ※同上のときは、左記□にレ点を記入				
	〒 -				
生年月日	年 月 日			性別	
指定校及び学年 (規則第2条第2項関係)	函南町立	小学校	第	学年	
希望校及び学年 (小規模特認校)	函南町立	小学校	第	学年	
通園している園の名称 ※申請時、未就学の場合は記入	☐ ※通園していない場合は、左記□にレ点を記入				
	幼稚園・こども園・保育園				
小規模特認校を希望する具体的な理由					
通学方法・通学時間	☐ 自家用車 (分)				
	☐ その他 (内容 分) ※自転車通学は、認めていません。				

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

函南町教育委員会 様

函南町立 小学校
校長 印

小規模特認校の就学に係る意見書

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により本校への就学を希望する就学予定者等に係る意見書を提出します。

ふりがな		保護者との続柄	
就学予定者等の氏名			
保護者（申請者）氏名		就学予定の学年	第 学年
住所	〒 -		
校長意見	(面接実施日 年 月 日)		

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への就学について、次のとおり許可したので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第8条の規定により通知します。

ふりがな	
就学予定者等の氏名	
保護者（申請者）氏名	
住所	〒 -
生年月日	年 月 日
就学校名	函南町立 小学校
就学期日	年 月 日
備考	

様式第4号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への就学について、次のとおり不許可としたので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第8条の規定により通知します。

ふりがな	
申請にかかる児童等の氏名	
保護者（申請者）氏名	
住所	〒 -
希望校及び学年	函南町立 小学校 第 学年
不許可とした理由	

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函南町教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、函南町を被告として（訴訟において函南町を代表する者は函南町教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学許可取消通知書

年 月 日付け第 号により就学を許可した小規模特認校について、次のとおり許可を取り消しましたので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第9条の規定により通知します。

ふりがな	
就学予定者等又は 在校児童の氏名	
保護者氏名	
住所	〒 -
学校名及び学年	函南町立 小学校 第 学年
許可取消しの理由	
備考	

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函南町教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、函南町を被告として（訴訟において函南町を代表する者は函南町教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

報告第 13 号

函南町子育て世帯訪問支援事業について

函南町子育て世帯訪問支援事業を開始するにあたり、函南町子育て世帯訪問支援事業実施要綱を制定しましたので教育委員会へ報告するものです。

令和 8 年 6 月 23 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

児童の健全な育成を図る上で、養育環境が深刻な状況になる前に児童が育つ家庭環境・養育環境を整えるため適切な支援を提供するため、子育て世帯訪問支援事業実施要綱を制定したことについて報告するもの。

函南町子育て世帯訪問支援事業について

<概 要>

近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向であるため、虐待の防止等を図り、児童の健全な育成を図る上では、養育環境が深刻な状況になる前に児童が育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供する必要がある。現在県内 22 市町が本事業を実施しており、当町においても適切な支援を提供するため、子育て世帯訪問支援事業を開始したい。

1 目 的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 業務内容

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、実施報告

3 対象者

町内に住所を有し、児童（18 歳未満）や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると町が認めた、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他町本事業における支援が必要と町長が認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

4 利用者サービス利用までの流れ

本事業を利用しようとするときは、函南町子育て世帯訪問支援事業利用申請書を町長に提出する。子育て支援課が速やかに対象家庭の状況調査を行ったうえ、事業利用の可否を決定し、通知書により申請者に通知するものとする。

5 利用時間

原則週2回程度で、1回につき2時間以内を標準とする。ただし、回数及び時間については状況に応じて判断するものとする。

6 1回あたり利用者負担金

- (1) 生活保護世帯又は非課税世帯 0円
- (2) ひとり親の課税世帯 200円
- (3) その他の世帯 500円

7 事業実施方法

国が提示する子育て世帯訪問支援事業ガイドラインに基づき適切な事業運営ができる業者に委託して実施

8 委託金額

1,250円/h（NPO法人との委託契約を予定）

9 利用見込み

月3～4回程度の見込み。利用者の状況により増減はあるが、申請後対象家庭の状況調査を行い可否を決定することから、利用世帯数は10世帯程度を見込んでおります。

10 予算

1,250円×2時間×40回＝100,000円

11 スケジュール

令和8年4月27日	教育部会議
令和8年5月	部長会議
令和8年5月	例規委員会
令和8年6月	教育委員会
	事業実施

12 その他

本事業においては、こども子育て支援交付金を利用して実施をする。町が支出した金額（利用者負担金を除く）に対し 国1/3、県1/3、町1/3で負担をする。国補助基準額は1時間当たり1,570円、1件当たり930円（2時間実施の場合、計4,070円となるが、基準額に満たない場合は支出額に対しての補助となる）

函南町告示第107号

函南町子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年5月29日

函南町長 仁科 喜世志

函南町子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、函南町（以下「町」という。）とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託して行うことができるものとする。

(事業の内容)

第3条 本事業の支援の内容については、対象家庭を訪問し、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、児童、保護者又は妊婦からの相談により把握した者（町内に住所を有する者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ支援の必要性について町が認めるものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に支援が必要であると町長が認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

（訪問支援員の要件）

第5条 訪問支援員については、次のいずれにも該当し、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。

- (1) 町が適当と認める研修を修了した者

- (2) 次のアからウまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法（昭和22年法律第165号）第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

（申請及び決定等）

第6条 本事業を利用しようとするときは、函南町子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに対象家庭の状況調査を行った上、事業利用の可否を決定し、函南町子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書（様式第2号）又は函南町子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（利用時間）

第7条 本事業の利用は、原則週2回とし、1回につき2時間以内を標準とする。ただし、回数及び時間については状況に応じて判断するものとする。

（経費の支弁）

第8条 本事業の利用者は、1回につき次の各号に掲げる世帯の区分に応じて、当該各号に定める額を負担するものとし、町長が別に定める日までに町に納入しなければならない。

- (1) 生活保護世帯又は住民税非課税世帯 0円
- (2) ひとり親の住民税課税世帯 200円
- (3) その他世帯 500円

- 2 前項に規定する負担額のほか、利用者は、食材料費、光熱水費、買い物等に要する交通費その他支援に係る実費を負担するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な項目は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（日本産業規格A4縦型）

函南町子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

申請者 住所
氏名
(電話番号)

子育て世帯訪問支援事業の利用を、次のとおり申請します。

世 帯 構 成	氏 名	続柄	生 年 月 日	備考（出産予定日）
			年 月 日（ 歳）	
			年 月 日（ 歳）	
			年 月 日（ 歳）	
			年 月 日（ 歳）	
			年 月 日（ 歳）	
			年 月 日（ 歳）	
希望する支援内容		☐ 家事支援（ ） ☐ 育児・養育支援（ ）		
利用希望期間		年 月 日～ 年 月 日		
緊急連絡先		氏名 続柄（ ） 電話番号		
この申請に当たり、町民税の課税状況及び生活保護受給状況について照会を求めること並びに町と訪問支援を委託する事業所その他関係機関と支援に必要な個人情報等を共有することに同意します。				
年 月 日		申請者氏名		

*町記入欄

世帯区分	☐ 生活保護世帯・住民税非課税世帯 ☐ ひとり親の住民税課税世帯 ☐ その他の世帯	決定・不承認
------	--	--------

様式第2号（第6条関係）（日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

函南町子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

申 請 者	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用内容	☐ 家事支援（ ） ☐ 育児・養育支援（ ）
世帯区分	☐ 生活保護世帯・住民税非課税世帯 ☐ ひとり親の住民税課税世帯 ☐ その他の世帯
負 担 金	1 回 円
特記事項	

（注）本事業は、原則週2回とし、1回につき2時間以内を標準とする。

様式第3号（第6条関係）（日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

函南町子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、子育て世帯訪問支援事業の利用について、
次の理由により不承認となりましたので通知します。

(不承認の理由)

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和8年6月定例教育委員会分)

令和8年6月23日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	静岡がんセンター公開講座2026	(株)静岡新聞社 代表取締役 大須賀 紳晃	令和8年8月8日(土) 三島市民文化会館	無料	有	有
2	令和8年度環境美化ポスター事業	函南町(環境衛生課) 函南町長 仁科 喜世志	令和8年8月1日(土)～令和9年3月31日(水) 函南町役場ほか	無料	有	有
3	第32回MOA美術館函南児童作品展	MOA美術館函南児童作品展実行委員会 実行委員長 石井 恒男	令和8年11月28日(土)～令和8年11月29日(日) 函南町文化センター 多目的ホール	無料	有	有
4	企業と語ろう in ぬまづ	特定非営利活動法人 いろは 理事長 今野 智子	令和8年8月20日(火) プラサヴェルデ コンベンションホールB	無料	有	有
5	第14回親守詩静岡県大会	親守詩静岡県大会実行委員会 代表 杉山 裕之	令和9年2月28日(日) 日本平ホテル	無料	有	有
6	静岡県東部支部私立学校相談会	静岡県私学協会東部支部 支部長 鈴木 珠美	令和8年10月25日(日)、令和8年11月1日(日) キラメッセ沼津、ふじさんめっせ	無料	有	有
7	マンドリンコンサート2026	伊豆マンドリンアンサンブル 代表 金森 康宏	令和8年9月26日(日) 三島市民文化会館	無料	有	有
8	以下余白					
9						
10						

(第1号様式)

令和8年5月12日

函南町教育長 様

静岡市駿河区登呂3丁目1番1号

株式会社 静岡新聞社

大須賀 紳晃

(連絡先) 055-962-0381



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	静岡がんセンター公開講座2026		
期 日	令和8年8月8日(土) 13:00～令和8年8月8日(土) 15:30		
会 場	三島市民文化会館		
主催者	団体名	株式会社 静岡新聞社	
	代表者	大須賀 紳晃	
	所在地	静岡市駿河区登呂3丁目1番1号	
共催又は 後援団体 (申請予定)	☒ ・無 (有りの 場合はそ	共 催	静岡県立静岡がんセンター、三島市、沼津市、 長泉町、裾野市、函南町、清水町、三島市民 文化会館、プラサヴェルデ



を含める)	の名称)	後 援	静岡県教育委員会ほか
-------	------	-----	------------

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	県立静岡がんセンターの医師らが様々ながんや治療方法の最新情報を県民に知ってもらうことを目的に開催している講座。 今年で 23 回目を迎える。全 7 回の講座のうち、8 月 8 日に開催する第 2 回目の講座で、中高生を対象にした「10 代から知っておきたいがんのお話」を開講。がん教育の観点から、学生にも広く聴講してもらいたい。
事業内容	全 7 回の講座のうち、8 月 8 日に開催する第 2 回目の講座で、中高生を対象にした「10 代から知っておきたいがんのお話」を開講。 「知っておきたい、自分のからだのしくみとがんのこと」「胃がんの診断と内視鏡治療」などの講座をはじめ、ロボットで行

	う精緻な手術方法、AI を活用した治療方法、内視鏡と腹腔鏡手術手技を体験できるような講座内容を予定。		
申請理由	事業趣旨は教育に深く関係しており、当講座の社会的信用度、公共的であることが明確であるため申請いたします。		
入場料	有 料 ・ ☐ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

静岡がんセンター公開講座2026

ともに生きる、 がん医療の最前線

第2回は
中・高生向けの
講座を開催します！
大人も保護者の方でも
受講可能です。



講座日程

2026.7.4(土) — 2026.1.16(土)
13:00—15:30
全7回

2人に1人ががんになる時代——。
がんを経験した医師や
がんサバイバーからのメッセージ、
薬物療法や、がんの支持医療など、
がん医療の今とこれからについて、
がんセンターの医師らが解説します。

会場参加／受付開始 12:30-

第1回	7.4(土)	三島市民文化会館 (三島市一番町20-5)小ホール
第2回	8.8(土)	
第3回	9.12(土)	プラサヴェルデ (沼津市大手町1-1-4)
第4回	10.10(土)	
第5回	11.14(土)	コンベンションホールB
第6回	12.12(土)	
第7回	1.16(土)	三島市民文化会館 小ホール

がんの支持医療とは、
がんに関連した症状や、
がん治療によって起きる
可能性のある副作用・
合併症・後遺症などを予防し、
また実際に症状が出た場合には、
それを軽減させるための
治療やケアです。



オンライン参加

YouTubeで視聴
後日URLをメールにて送信いたします。
※動画の視聴にはメールアドレス
が必要です。
※第3部に「質疑応答・タウンミー
ティング」を開催しますが、会場に
来られた方へのみの参加となります。
冒頭のミニレクチャー・講座は、
YouTubeにて配信予定です。

今年もハイブリッド開催
オンライン×会場参加

講座内容は裏面をご覧ください。

受講生募集／受講料無料

▶ 受講には事前に登録が必要です。▶ 1回のみの受講も可能。講座日の1週間前までにお申し込みください。

下記の基本情報を記入の上、お申し込みください。

①氏名②ふりがな③郵便番号④住所⑤年齢⑥性別
⑦職業(学校名)⑧連絡先電話番号⑨メールアドレス
⑩参加方法⑪これまでに本講座を受講したことが
ありますか?⑫当講座を何で知りましたか?

● 右記QRコードから応募フォームに入力
● ハガキ…〒410-8560(住所記入不要) 静岡新聞社・静岡放送
東部総局「静岡がんセンター公開講座」係
● FAX…チラシ裏面に必要事項を記入して055-951-1400
までお送りください。※「静岡がんセンター公開講座」と記載してください。



7月上旬頃、講座案内(視聴用URLなど)をメールアドレスにお送りします。メールアドレスのご記入がない方には郵送します。
※入力いただいた個人情報は、主催者が運営ならびに講座案内資料送付に利用いたします。ご了承ください。

問い合わせ／静岡新聞社・静岡放送 東部総局 TEL.055-962-0381(土日祝日を除く9:00-17:00)

主催／静岡新聞社・静岡放送 特別協賛 **4スルガ銀行** 協賛／日本生命 沼津支社

共催／静岡県立静岡がんセンター、三島市、沼津市、長泉町、裾野市、函南町、清水町、三島市民文化会館、プラサヴェルデ

第1部13:00～／第2部13:50頃～

第1回 7/4㊦ 会場／三島市民文化会館 小ホール		
第1部	人生100年時代と新しいがん医療	講師 上坂克彦 総長
第2部	がんの支持医療～カヘキシア(悪液質)対策を中心に～	内藤立暁 支持医療科部長
第3部	がんとともに生きる 質疑応答&タウンミーティング	青島央和 がんサバイバー (NPO法人 肺がん患者の会 ワンステップ会員)
第2回 8/8㊦ 会場／三島市民文化会館 小ホール 特別企画「10代から知っておきたいがんのお話」		
1時限目	知っておきたい、自分のからだのしくみとがんのこと	講師 村上晴泰 ゲノム医療推進部長
2時限目	胃がんの診断と内視鏡治療	小野裕之 病院長
3時限目	小児・AYAの患者さんたちとともに	西本恭子 小児科 チャイルド・ライフ・スペシャリスト
放課後	質疑応答&タウンミーティング&医療機器体験	
第3回 9/12㊦ 会場／三島市民文化会館 小ホール		
第1部	骨軟部腫瘍とがんの骨転移の最新治療	講師 片桐浩久 整形外科部長
第2部	食道がんの最新治療	眞柳修平 食道外科副部長
第3部	がんと共に歩むためのお金の備え～家計と家族を守る知恵～ 質疑応答&タウンミーティング	伊東昭子 スルガ銀行資産コンサルティング営業部長
第4回 10/10㊦ 会場／三島市民文化会館 小ホール		
第1部	膵がんの早期発見をめざして	講師 石渡裕俊 消化器内科(胆膵)部長
第2部	がんにならないために、がんを早く見つけるために ミニレクチャー	中川陽子 検診センター長
第3部	質疑応答&タウンミーティング	上坂克彦 総長
第5回 11/14㊦ 会場／プラサヴェルデ コンベンションホールB		
第1部	がんセンターにおける皮膚科の役割～皮膚がんと皮膚障害～	講師 吉川周佐 皮膚科部長
第2部	がん治療後に生じるリンパ浮腫とその治療	安永能周 再建・形成外科部長
第3部	抗がん剤の副作用対策 セルフケアのポイント 質疑応答&タウンミーティング	河村奈緒 看護部 がん看護専門看護師
第6回 12/12㊦ 会場／プラサヴェルデ コンベンションホールB		
第1部	消化管(食道・胃・大腸)の最新がん薬物療法概説	講師 對馬隆浩 消化器内科(消化管)部長
第2部	がんと口腔支持療法	秦 浩信 歯科口腔外科部長
第3部	乳がん患者さんの悩みに応える乳腺看護外来 質疑応答&タウンミーティング	正木 純 看護部 乳がん看護認定看護師
第7回 1/16㊦ 会場／三島市民文化会館 小ホール		
第1部	進行精巣腫瘍の治療・前立腺がんの新しい核医学治療	講師 山下 亮 泌尿器科部長
第2部	がん向き合う患者の心、家族の心	柳場美穂 緩和医療科臨床心理士
第3部	がん情報 質疑応答&タウンミーティング	堀内智子 静岡がんセンター参与

※日程、内容など変更になる場合があります。

受講申込書 (FAX用)				
ふりがな		男性	女性	回答しない
氏 名		生年月日(西暦)	年 月 日	歳
住 所	〒			
TEL	これまでに本講座を受講したことが ある ・ ない			
メールアドレス	参加方法		オンライン参加	会場参加
職業	会社員(医療関連/製薬/他) 公務員 自営 パート・アルバイト 学生(看護/介護/療法士/技師/他) 主婦 無職			
当講座を何で 知りましたか?	新聞広告・記事 テレビCM ラジオCM チラシ・ポスター 市町の広報 知人の紹介 静岡新聞社からのDM がんセンター がんセンターホームページ			



(第1号様式)

函 環 第 269 号
令和8年5月22日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

住 所 函南町平井 717 番地の 13

申請者

氏 名 函南町長 仁科 喜世志
(連絡先) 環境衛生課 (979-8112)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	令和8年度 環境美化ポスター事業		
期 日	令和8年8月1日(土)～令和9年3月31日(水)		
会 場	函南町役場・かなみ知恵の和館・町内小中学校等		
主催者	団体名	函南町	
	代表者	函南町長 仁科 喜世志	
	所在地	函南町平井 717 番地の 13	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・ ☒ 無	共 催	
	(有りの 場合はそ の名称)	後 援	

裏面があります。



事業の対象と目的	対象 町内在住の小・中学生 目的 環境美化、環境保全を啓発するポスターを児童生徒から募集し、6R運動(Reduce Reuse Recycle Refuse Return Recover)を推進し、資源やものを大切にし、ごみを減らすための取組みについて学んでもらうと同時に、子どもの視点から捉えた環境問題を提起してもらい、美しく住みやすい地域の保全を図る。		
事業内容	昨今、地球温暖化防止、食品ロス、ごみ削減等が大きな社会問題となっております。函南町においても、6R運動(Reduce Reuse Recycle Refuse Return Recover)を推進し、資源やものを大切にし、ごみを減らすために日々活動しております。啓発運動の一環として、子どもの視点から捉えた環境問題に関するポスターを夏休み期間中の課題として作成する。 また、応募作品の中から町長賞・議長賞・教育長賞と佳作を選出し、入賞作品は、子育て交流センター等の公共施設に展示する。(町長賞・議長賞・教育長賞の受賞作品は、ポスター製版し、各区公民館・公共施設・スーパー等の店舗に掲示予定)		
申請理由	環境保全事業の一環として実施するものであり、次世代を担う小・中学生が対象であることから、教育委員会に後援をお願いしたい。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

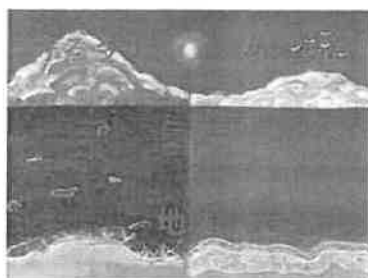
かんきょう び か けいはつ ぼしゅうようこう 環境美化啓発ポスター募集要項

みな まいにち く なか
皆さんは毎日の暮らしの中で、6R（ゴミを減らす、再利用、再資源化、断る、戻す、回復させる）に取り組んでいますか。「ごはんを全部食べる」「ごみ拾いをする」など、一人ひとりの小さな行動の積み重ねが、地球を守っていきます。

なつやす しげん
夏休みの期間中に「資源やものを大切にすること」を考えるために、ポスターを描いてみませんか。

応募資格	町内在住の小・中学生
テーマ	「地球温暖化防止」、「リサイクル」、「エコ」、「食品ロス」のいずれか
作品の規格	①クレヨン、絵の具やポスターカラーを使用し、B版4ツ切（54 cm×38 cm）の大きさで未発表のもの。 ②啓発ポスターのため、標語やコメントなどの文字を入れてください。 ③ポスターの裏に学校名、学年、組と名前の記入をお願いします。 ④1人1点の応募とします。
応募方法	8月28日（金）までに、各学校へ提出をお願いします。
各 賞	応募作品の中から町長賞、議長賞、教育長賞、佳作の各賞を決定します。 町長賞（小学生の部1点、中学生の部1点）、議長賞、教育長賞の受賞者には、賞状と副賞を、佳作の受賞者には、副賞を贈呈します。
その他	入賞作品は、函南町役場、子育て交流センターなどの公共施設に展示する予定です。 （学校、学年、名前を公表）また、ポスター製版し、各区公民館や公共施設、店舗などに配布し、掲示していただく予定です。
主催：函南町 後援：函南町教育委員会	

過去の受賞作品



問合せ先：環境衛生課（979-8112）

(第1号様式)

令和8年5月22日

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子 様

住 所 (事務局長宅) 函南町

申請者

氏 名 事務局長 宮本 美保

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第32回 MOA美術館 函南児童作品展		
期 日	令和8年11月28日(土)～29日(日)		
会 場	函南町文化センター 多目的ホール		
主催者	団体名	MOA美術館(公益財団法人岡田茂吉美術文化財団) MOA美術館函南児童作品展実行委員会	
	代表者	実行委員長 石井 恒男	
	所在地	(事務局長宅) 函南町	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有	後 援	文部科学省、外務省、農林水産省、環境省、こども家庭庁、日本ユネスコ国内委員会、公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益財団法人海外日系人協会、全国新聞社事業協議会、全国連合小学校長会、静岡県、静岡県教育委員会、函南町、函南町議会、函南町教育委員会、函南町文化協会、函南町商工会、函南町観光協会、函南町社会福祉協議会、函南町PTA連絡協議会、函南自然農法の会、函南東部農業協同組合、静岡新聞社・静岡放送、伊豆新聞本社・熱海新聞・伊豆日日新聞
		協 力	ひまわりの会(函南町文化協会所属)、盆点前山月サークル(函南町文化協会所属)、子ども山月各教室

事業の対象と目的	函南町内の小学校（１年生～６年生）を対象に実施 文部科学省の「学習指導要領」にもとづいて開催 ・子どもたちが自然・環境、社会、人との関わりを通して興味や関心をもったことを、感性を働かせながら絵画や書写によって表現することで情操を養い、豊かな心を育てる ・学校・地域・家庭が連携して社会全体で子どもを育ていくことを重視し、作品展を通じて地域社会の絆を深め、心身ともに健康な活力のあるコミュニティづくりを目的に開催		
事業内容	・函南町内の小学校（１年生～６年生）を対象に、絵画、書写の作品募集を行い、審査員による審査を行う。 ・展示会場において、全ての応募作品の展示を行う。 ・入賞者の表彰式を行う。 ・町内各施設において、入賞作品の一部を巡回展示する。		
申請理由	・当作品展を、行政、学校、教育関係者、地域と一体となって進めていきたいため、申請いたします。 ・当作品展の特別賞に「函南町教育長賞」「かなみ仏の里美術館 館長賞」の設定、ならびに表彰式において教育長、館長による表彰状の授与をお願いします。		
入場料	無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和8年5月吉日

『 第32回（令和8年度）MOA美術館函南児童作品展 』
開催について

MOA美術館函南児童作品展実行委員会
実行委員長 石井 恒男

1. はじめに

MOA美術館函南児童作品展は、函南町、町教育委員会をはじめ各種団体のご後援、そして多くの企業、団体、個人のご協賛を賜り、年々盛大に開催することができ、感謝申し上げる次第であります。

グローバル化や少子高齢化が進む現代社会において、本作品展が、未来を担う子どもたちの創造力やチャレンジ精神を喚起し「生きる力」を育む一助となりますことを願い、本年度は第32回目の作品展を開催させていただくこととなりました。

開催にあたりまして、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

2. 趣 旨

MOA美術館児童作品展は、次の2点を目的に、文部科学省の「学習指導要領」にもとづいて開催しております。

- 子どもたちが自然・環境、社会、人との関わりを通して興味や関心をもったことを、感性を働かせながら絵画や書写によって表現することで情操を養い、豊かな心を育てる。
- 学校・地域・家庭が連携して社会全体で子どもを育ていくことを重視し、作品展を通じて地域社会の絆を深め、心身ともに健康な活力のあるコミュニティづくりを推進する。

3. 開催日及び会場

作品展示	【 日時 】 令和8年11月28日(土) 14:00~19:00 11月29日(日) 9:15~15:00 【 会場 】 函南町文化センター 多目的ホール
表彰式	【 日時 】 令和8年11月29日(日) 13:00~14:00 【 場所 】 函南町文化センター 多目的ホール

◆ 応募作品全てを展示いたします



4. 作品募集について

(1) 募集内容

- ① 函南町内の小学生を対象に「絵画」「書写」の2部門で作品募集。(部門毎に一人1点まで)
- ② テーマは自由で、いずれも未発表の個人作品に限る

(2) 応募方法

- ① 募集案内・申込用紙は、7月に各学校より配布予定
- ② 応募は、作品に申込用紙を添え、夏休み明けの始業日に学校へ提出
(9月上旬に当作品展の担当が作品を預かります)

5. 審査及び入賞について

(1) 審査

- ① 9月中旬に応募作品の審査会を予定
(審査員は学校の先生、美術・書道の先生に依頼)

② 審査基準

「学習指導要領」を参考にしつつ、「一人一人が感性や創造力を働かせて豊かに表現すること」を中心として、以下を基準に審査

- ・ 楽しさや美しさなどが感じられる作品
- ・ 自由な創意・工夫をこらした作品
- ・ 子どもらしく個性的で、明るく伸び伸びしている作品
- ・ 自然や人を思う心などのよさが表れている作品



(2) 設定する賞

特別賞	① 函南町長賞	部門ごとに1点(計2点) 「MOA美術館全国児童作品展(全国展)」に出展(*)
	② 函南町議会議長賞	部門ごとに1点(計2点)
	③ 函南町教育長賞	〃
	④ 函南町文化協会 会長賞	〃
	⑤ 函南町商工会 会長賞	〃
	⑥ 函南町観光協会 会長賞	〃
	⑦ かなみみの里美術館 館長賞	〃
	⑧ 函南町社会福祉協議会 会長賞	〃
	⑨ 函南町PTA連絡協議会 会長賞	〃
	⑩ 函南自然農法の会 会長賞	〃
	⑪ 丹那牛乳賞	〃
	⑫ 伊豆日日新聞賞	〃
⑬ 金賞	部門ごとに6点(計12点)	
⑭ 銀賞	〃	
⑮ 銅賞	〃	
⑯ 入選	応募作品数に応じて賞数設定	

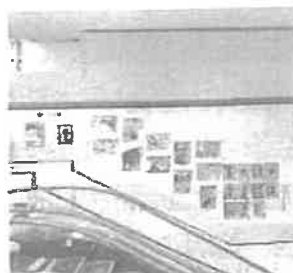
(*) MOA美術館(熱海市)にて審査、入選以上作品は翌年1~2月開催予定の全国展にて展示、上位入賞作品は全国展表彰式にて表彰
詳しくはMOA美術館全国児童作品展へ→ <https://acegn.moaart.or.jp/>

6. 巡回展示

作品展開催後に、特別賞の作品に限り、町内施設において巡回展示を行います。
(展示会場および日程は11月に確定予定)



かなみみの里美術館



マックスバリュ函南店



富士見ヶ丘いこいの園

7. スケジュール予定

令和8年 7月上旬	作品募集案内
8月末	作品募集締め切り
9月19日(土)	審査会
11月28日(土)・29日(日)	児童作品展・表彰式
12月	巡回展示
令和9年 1月上旬以降	作品返却

8. 運営について

当児童作品展はボランティアによって運営しており、運営に関わるもの(展示用備品、賞品代など)はすべて協賛金によって賄っております。(協賛金募集期間は8月～9月)
また、当児童作品展の展示会場設営・撤収、表彰式の誘導員などボランティアを募る予定です。

9. 個人情報について

応募いただきました個人情報の取扱いについては、MOA美術館児童作品展ホームページに掲載のプライバシーポリシーに則って行います。

https://acegn.moaart.or.jp/file/box/privacypolicy_local.pdf



10. 主催・後援・協力

主 催	MOA美術館（公益財団法人岡田茂吉美術文化財団） MOA美術館 函南児童作品展実行委員会
後 援 （申請予定）	文部科学省、外務省、農林水産省、環境省、こども家庭庁、 日本ユネスコ国内委員会、公益社団法人日本PTA全国協議会、 公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、 公益財団法人海外日系人協会、全国新聞社事業協議会、全国連合小学校長会、 静岡県、静岡県教育委員会、函南町、函南町議会、函南町教育委員会、 函南町文化協会、函南町商工会、函南町観光協会、函南町社会福祉協議会、 函南町PTA連絡協議会、函南自然農法の会、函南東部農業協同組合、 静岡新聞社・静岡放送、伊豆新聞本社・熱海新聞・伊豆日日新聞
協 力	ひまわりの会（函南町文化協会所属）、 盆点前山月サークル（函南町文化協会所属）、子ども山月各教室

11. 第31回の開催実績（参考）

開 催 日	令和7年11月15日（土）・16日（日）
会 場	函南町文化センター 多目的ホール（展示会場・表彰式共に同会場内にて）
内 容	・応募作品の全点展示 総数805点（絵画435点／書写370点） ・こども山月教室受講生による作品展示、お茶体験コーナー
来 場 者	展示会場 約850名、表彰式（16日）113名
巡回展示	富士見ヶ丘いこいの園 令和7年11月23日～29日 マックスバリュ函南店 〃 11月30日～12月8日 かなみみの里美術館 〃 12月14日～20日
協 賛 者	団体・法人29団体 個人82名

※ 令和7年度は国内外の294会場で開催（うち、海外11ヶ国30会場）

応募総数は169,613点、参加校数は5,302校

- 当児童作品展の開催内容（日時、賞など）は状況により変更になる場合があります。

以 上

〔 連絡先 〕

MOA美術館 函南児童作品展 実行委員会

事務局長 宮本 美保

電話・Fax：

■ 第31回MOA美術館函南児童作品展

日時 令和7年11月15日(土) 13:30~20:00 ・ 16日(日) 9:15~15:00

会場 函南町文化センター 多目的ホール

来場者数 約850名

ボランティア のべ90名(設営・受付・表彰式・お茶体験・撤収全て)



こども山月作品

お茶体験コーナー(2F和室)

ボランティア



■ 第31回MOA美術館函南児童作品展 表彰式

日時 令和7年11月16日(日) 13:00~13:50

会場 函南町文化センター 多目的ホール

出席者数合計 138名

出席者内訳	受賞児童	:	33名 (欠席2名)
	// 保護者等	:	65名
	来賓	:	13名
	受入ボランティア	:	25名 (内、中学生2名)
	その他	:	2名 (伊豆日日新聞記者、来賓同伴)

受付



会場の様子



ご来賓の皆様



主催者挨拶



来賓祝辞 (町長)



来賓祝辞 (岩田県議)



賞状授与



児童感想発表



■ 第31回MOA美術館函南児童作品展 アンケート結果

年齢・性別

	合計	男性	女性
合計	105	33	72
～12歳	14	8	6
13～19歳	4	1	3
20～29歳	1	0	1
30～39歳	22	3	19
40～49歳	26	10	16
50～59歳	6	1	5
60～69歳	15	3	12
70歳～	17	7	10

この作品展を何で知りましたか

※複数回答可

こども・孫が出展	62
学校より	29
チラシ	5
以前から知っている	15
お友達より	8
その他（偶然通りかかった）	6

興味をもったもの・感動したもの

※複数回答可

絵画作品	86
書写作品	71
こども山月作品	8
お茶体験コース	11

※コロナ期よりQRコード読取によるWebアンケートを行っていましたが、回答件数が20件前後のため、今回より紙でのアンケートに戻しました。

●設問：子どもさんと何か会話が弾みましたか。褒めてあげたことなどあれば教えてください。（回答43・以下抜粋）

	「上手に描けたね」と声かけしました	40歳女性
褒める	目のつけ所がすばらしい	59歳女性
	夏休み一生懸命練習を頑張ったねと声をかけました。	38歳女性
	自分なりに一生懸命取り組んだこと、それが展示されたことを嬉しく感じていたようです。	45歳女性
	美術作品への興味がわいて、とてもよい経験になったと思います。	36歳女性
喜び・励み	自分が描いたものと同じモチーフでも違う表現になることがおもしろいねと話しました。	38歳女性
	入賞しなくとも作品展に出展できるのは本人にとっても良いはげみになると思います。	
	習字自体は得意ではないのですが、それでも作品展に出させてもらえることが自信につながるみたいです。ありがとうございます。	38歳女性
	初めて書いた書写で選ばれ、とても喜んでいました。ありがとうございました。	39歳女性
	上手な作品や自分が好きな作品を言い合って、来年どんな絵を描こうかと話しました。	41歳女性
創作意欲	他の子の作品と一緒に見ることで、来年はこんなふうに描いてみたい、書きたいなど、意欲をわかせることができました。	39歳女性
	改めて好きな電車の絵をまた描きたいと、創作に意欲的になっていました。	37歳女性
	家でも良く作品を作っている姿を見かけますが、画くこと、作ることが大好きの様です。	79歳女性
目標を目指して	賞を取りたくて頑張って描いていたので残念そうでしたが、私にとっては息子の絵が金賞でした。	36歳女性
	以前、書写で出展して賞を頂けたことを喜んでいました。今回もがんばって練習していました。	39歳女性
	お友達の作品を見つけたり、いろんな作品を見て楽しそうでした。	42歳女性
作品鑑賞	絵画。全ての作品に夢があり、色彩が自由で素晴らしい。	78歳男性
	お友達のも探っこして楽しめた	49歳男性
こども山月	お抹茶。子ども達が一生懸命の姿に感動して涙が出るくらいでした。	80歳女性

●設問：その他感想、ご意見、お気付きの点などお願いします。（回答24・以下抜粋）

	本日は他市より作品展を見に来たのですが、こちらの作品展は一人一人の感想があり、作品の背景が見えて、とてもほほえましく、楽しむことが出来ました。	41歳女性
	みんなそれぞれ個性があり、自由に表現する楽しさを感じることができました。ありがとうございます。	35歳女性
	書写の作品は、子供たちが好きな文字を書いているので、いろんな言葉が並んでいて個性もありよかったです。	48歳女性
感想	何気なく立ち寄ったのですが、心がじんわりとあったかくなりました。クリスマスの作品もあってよかったです。受付の対応も良かったです。	60歳女性
	たくさんの作品を飾っていただき、ありがとうございます。	39歳女性
	今年初めて出品しましたが、また来年も参加したいと思う作品展でした。	
	皆さん素晴らしかった。お抹茶がおいしかった。	84歳女性
	どの作品も一生懸命が伝わってきました	69歳女性
	孫の作品作成への意欲づけに大切です	78歳男性
	書が好きで、特に子供の作品は元気をいただきました。	70歳女性
	作品の良い点が多く、何を基準にして表彰されているかが分からない	50歳男性
意見	西からの陽が強く、写真を撮りにくかったので、17テン等対策してほしい。	36歳女性
	抹茶が早く終わってしまっていて残念でした。	69歳男性

■ 第31回MOA美術館函南児童作品展 巡回展

富士見ヶ丘いこいの園 : 11月23日(日)～29日(土)



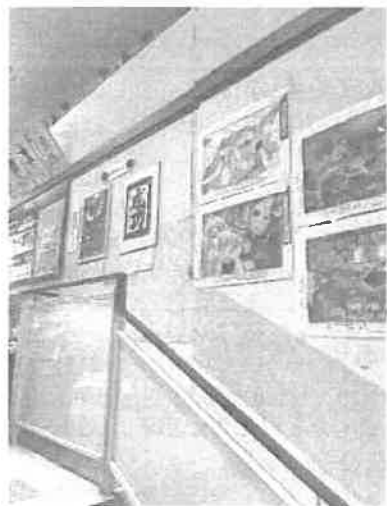
入所者鑑賞の様子



● 富士見ヶ丘いこいの園さまからのメッセージ (抜粋)

毎年恒例の作品展で、利用者様も大変楽しみにされております。一つ一つの作品をご覧になり、元気をいただけたと感想を話してくださいました。来年の展示もご配慮いただければありがたいです。

マックスバリュ函南店 :
11月30日(日)～12月 8日(月)



かなみ仏の里美術館 :
12月14日(日)～20日(日)



設営の様子



(第1号様式)

8年5月20日

函南町教育長 様

申請者

住 所

〒410-1109

静岡県裾野市呼子1丁目8番5号

特定非営利活動法人 いろは

氏 名 理事長 今野 智子

(連絡先) 055-957-1066



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	企業と語ろう in ぬまづ		
期 日	2026年8月20日(火) 13:00~16:30		
会 場	プラサヴェルデ コンベンションホールB		
主催者	団体名	特定非営利活動法人いろは	
	代表者	理事長 今野 智子	
	所在地	裾野市呼子1丁目8番地5号	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	以下、申請中です 静岡県労働局・三島市・沼津市・御殿場市・ 裾野市 三島市教育委員会・御殿場市教育委員会 ・沼津市教育委員会・清水町教育委員会・函 南町教育委員会・長泉町教育委員会

裏面があります。



事業の対象と目的	障がい者を多数雇用している企業の担当者様から直接就労に関することをお伝えし、障がい児の「働く」「自立」を踏まえた、「学齢期にすべきこと」今、始められること」を障がい者手帳を保有する本人、保護者、教育関係者、福祉関係者が考える一助となること 対象者:障がいのある児童、本人・保護者・教育関係者・福祉関係者		
事業内容	基調講演 グループディスカッション		
申請理由	障がいのある方々が働くことを、保護者や企業がともに考える機会を持つことにより、保護者の育成、保護者が子どもたちと向き、将来を考える機会になると考えております。後援を申請させていただいた理由は、保護者に広く会の存在を知っていただくとともに、関係者や教育の関係の方々にも広く障がい者雇用に理解をしていただくためです。		
入場料	有 料 ・ ☐ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

企業と語ろう in ぬまづ 実施要項

1. 目 的 : 高等部卒業後の「働く」「自立」を踏まえ、「学齢期にすべきこと」「今、始められること」について、障がい者を多数雇用している特例子会社の方々と特別支援学校、近隣小中学校の特別支援級の保護者、教育関係者、福祉関係者が一堂に会し、考える機会とする。
2. ねらい : 保護者が子どもの将来に関して考えるきっかけを作り、家庭や地域でどのような支援が必要であるのかを具体的に理解する。また、企業、支援者間でのネットワークを作り切れ目のない支援体制の構築を図る。
3. 日 時 : 令和8年8月20日(木) 13:00~17:00
4. 場 所 : プラサヴェルデ
コンペンションホールB 会議室
沼津市大手町1-1-4 (055-920-4100)
5. 内 容 : ①基調講演
「障がい者の雇用の現状と課題」

②グループディスカッション
45分×2クール
6. 参加対象者: 本人・保護者・教育関係者・福祉関係者
7. 募集人数: 80名(応募多数の場合は抽選とする)
8. 参加費: 無料
9. 主 催: NPO 法人いろは
10. 後 援: 静岡労働局・NPO 法人障がい者雇用部会
沼津市、沼津市教育委員会・三島市、三島市教育委員会・御殿場市、御殿場市教育委員会
裾野市、裾野市教育委員会・長泉町教育委員会・清水町教育委員会・函南町教育委員会

企業と 語ろう i n ぬまづ 2026.8.20

時 間	内 容	備 考
11:00	○全体会場・受付のセッティング	主催者
13:00～	○打合せ	企業・関係機関の集合 関係機関での打ち合わせ
13:00～ 13:20	○受付開始	受付：3名
13:20～ 13:35	○開会 ・開会の挨拶 ・主催者あいさつ ・あいさつ	NPO 法人 いろは
13:35～ 14:25	○基調講演 「障がい者の雇用の現状と課題」 講 師：調整中	
14:25～ 14:35	☆休憩・移動☆	グループディスカッションへの移動 をお願いします。
14:35～ 15:20	○グループディスカッション①	各グループでの進行をお願いします。 ・企業の方の自己紹介 ・参加者の自己紹介 ・質疑応答など
15:20～ 15:30	☆休憩・移動☆	企業、スタッフのみ移動
15:30～ 16:15	○グループディスカッション②	
16:15 16:30	○閉会 感想 終了	参加者より感想をいただきます。 3名程度
16:30～	片付け	17:00 には完全に終了となります。

令和 7 年度 企業と語ろう in ぬまづ

開催日：令和 7 年 8 月 5 日 (火)

場 所：沼津プラザウエルデ

301.302.401 会議室

時 間：13：20～16：30

(開場 13：00～)

はじめに

今回で5回目の実施となった【企業と語ろう in ぬまづ】は、毎年開催により地域で根付いていたように思われます。保護者から開催を期待する声や今年はどこの企業が参加していただけるのか等の問い合わせを年度初めに、いただけるようになりました。

また、今回は小中校生のお子さんを持つ保護者の参加が特に多く、「就労」という分野への意識が高まっているように感じます。併せて、夏休みの開催もあり、お子さん（特別支援学校に通学される）の参加もみられ、緊張した面持ちの中、自分の言葉で企業への質問をする姿などがみられました。学校や家庭では得られない社会との接触の場面ではなかったかと思います。

関係機関もどうつながるべきかなど、目的を意識的にもちながら参加していただけるようになってきております。

企業の皆様方、教育関係者、福祉関係者の皆様には、お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございます。

参加者より

《保護者》

- ・働くために今すべきこと。考え方を知り漠然とした不安を、解消できる時間となった。
- ・働くイメージを持ちつつ、子どもたちに今、すべきことを理解することができた。
- ・将来の生活のイメージが持て、企業の取り組みに安心し託せる未来があると知った。
- ・子どもの現状を話し、会場で相談に持ってもらい、先がみえた。
- ・企業さんの話を聞いて、やるべきことが明確になって安心した。
- ・チャレンジさせることの、重要性を実感する時間となった。

《教育・福祉》

- ・自分たちの支援を振り返りながら、働く想いを形にするために必要な手立てを考え、働くことについての考え方を知る時間となった。
- ・担当している子どもの将来のイメージを持つことができ、今の自分の支援内容でいいかどうかの指標を持つことができた。
- ・1つの考え方や価値観にとらわれずに、支援の連続性を就労にまで、定着までつながっていくことの大切さしった。
- ・ご本人さん、保護者の想いを知り、今後の支援に生かそうと思った。

保護者、教育福祉関係の皆さんから上記のようなご意見を頂きました。
企業の皆様、ご協力いただき、本当にありがとうございました。

1：内容

基調講演 『障がいのある方々の働く地域とは』

講 師：一般社団法人 ゼンコロ 会長 中村 敏彦氏

グループディスカッション

各グループに分かれて、ディスカッションを行う

45分×2回

2：参加企業

- ・株式会社 旭化成アビリティ
- ・株式会社 アマダプランティク
- ・ウエルシアオアシス株式会社
- ・株式会社ウエルビーング
- ・有限会社 AGC サンスマイル
- ・株式会社 回廻 ダスキン
- ・医療法人 御殿場石川病院
- ・社会福祉法人 蒼樹会 さつき園
- ・東芝ウィズ株式会社
- ・株式会社 日軽金オーリス
- ・株式会社 日立ゆうあんどあい
- ・株式会社 ファンケルスマイル
- ・リコーエスポアール株式会社
- ・NPO法人 雇用部会 (五十音順)

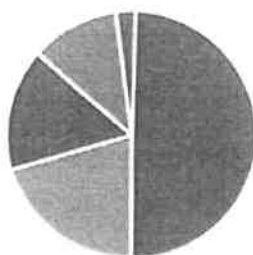
3：主 催：NPO法人 いろは

一部共催：沼津・南駿地区就業促進協議会

後 援：静岡労働局・NPO法人雇用部会

沼津市・沼津市教育委員会・三島市・三島市教育委員会・御殿場市・
御殿場市教育委員会・裾野市・裾野市教育委員会・清水町教育委員会
長泉町教育委員会・函南町教育委員会

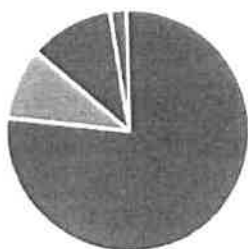
4：当日の参加者 231名



■保護者 ■本人 ■教育関係者 ■福祉関係者 ■企業

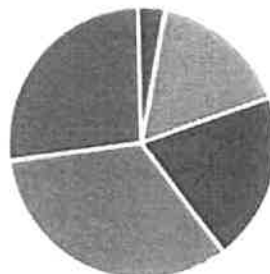
5：アンケート結果より

全体の所要時間



■ 良い ■ 長い ■ 普通 ■ やや短い ■ 短い

講演内容について



■ よくわからない ■ わからない ■ 普通
■ 理解できた ■ よく理解できた

講演の内容に関する自由表記

- ・ とても有意義な講演会を受けられて良かったです。
- ・ 講演会では、資料の6の当事者の立場で考える、というところの「企業で働きたいが福祉サービスが使えない」「特例子会社で働きたいが福祉サービスが使えない」は、どうしてなのか勉強不足で分かりませんでした。就労選択支援事業が令和7年10月から開始されるということを知らなかったのも、勉強になりました。
- ・ とても参考になりました。
- ・ 法的な根拠、背景など大事なお話が聞けましたが生徒保護者にとっては難しいお話でしたと感じました。
- ・ 「福祉の現場でできる改革の方向性」を整理したい。
- ・ 新しい情報を学べて よかった。
- ・ ありがとうございました
- ・ 地域企業の皆様の障がい者雇用への取り組みを伺い、大変有意義な時間となりました。定着支援や業務切り出しの具体事例について、企業と支援者がさらに共有できる場があればと思います。
- ・ 保護者にとっては難しくよくわからなかった
- ・ 講演は話が難しかった、障害者にどんなサービスが受けられ、実際に働いている子の様子など企業の話が聞きたかった。

想を持ったのがとても気になります。

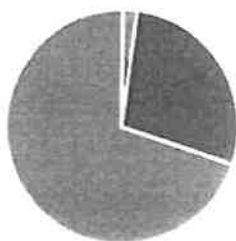
- ・企業はウェルカム調で安心しました。詳しく話してくれてありがたかったです。企業側の取り組み努力を知り、今後も現場と障がいのある方々の間をつなぎ「配慮」と「生産性」が両立する仕事設計やマッチング提案など地元（沼津・三島）ならではのネットワーク作りを広げたいと感じました。
- ・2回目のディスカッションではせっかく企業の方の声が聞ける場だったのに、思うように質問できず 残念でした。
 - ・活発な意見交換ができました。今後、職場定着の課題や業務の切り出しでの工夫や成功例など具体的な事例を共有し支援に活かせたらと感じました。
- ・企業の方が付度なく真っ直ぐにお話して下さっている姿がとても素敵で印象的でした。
- ・同じグループの保護者のお子様の事で、就労は B 型事業所を目指していると話されていたのですが、講師の方が、最初は B 型事業所でも徐々に出来るようになったら、A 型事業所や特例子会社などを目標にしてもいいんじゃないかとアドバイスされていて、こういう考え方もあるんだと参考になりました。
- ・ディスカッションもよいが他の企業の話も聞きたかったので先にどの企業も説明聞いて詳しく聞きたい企業と話してみたかった。

全体についての自由表記

- ・今回も大変勉強になり、ありがとうございました。昨年いただいた就職までにこれができるといいね、という一覧表のような物があれば、また来年度いただけたら嬉しいと思いました。
- ・昨年度に続き、2回目の参加でしたが毎回とても良いお話と出会いをさせて頂き感謝します。また次年度も参加させていただきたいと思っています。ありがとうございました。
- ・希望を感じました。
- ・保護者に対しては夢が持てる話を提供したいです。
- ・私自身は基調講演を大変興味深く伺いましたが、子供にはちょっと長く難しかったように思います。基調講演後からの参加も可などの選択肢があっても良いと思います。あのような場を設けていただくこと自体に価値があると感じます。初めての参加でしたが、小、中学部の保護者に参加してもらいたい内容かと思いました。

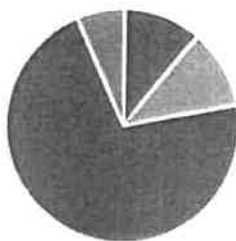
グループディスカッションについて

内容



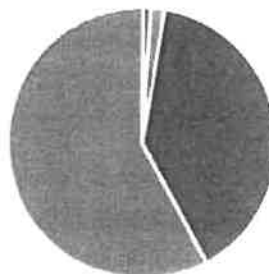
- 非常に不満
- 不満
- 良かった
- とても良かった

時間



- とても短い
- 短い
- 良い
- とても良い
-

講師とのやりとり



- 非常に不満
- 不満
- 良かった
- とても良かった

グループディスカッションについての自由表記

- ・企業の方が丁寧に説明してくださったのでよく分かりました。
- ・高校生を持つ親御さんの悩みが分かり、一緒に参加できて良かった。高等部の生徒も参加できているのがいいと思う。
- ・企業の方々、支援者の方々の理解と協力があることで、当事者も保護者も安心して社会生活を送る事が出来ると感じました。学生の時に出来る事、本人が楽しく仕事に向き合えるよう家族も支えていきたいと思います。
- ・声が聞きにくい。
- ・企業の方にどんな仕事をするのか具体的に聞いたところ、同席の方になんで職種の事ばかり聞くのか、他に聞くことはないのかと言われてしまいました。一般企業の福祉的就労はどんな仕事があるのか知りたくて参加したのですが、的外れな質問だったのでしょうか。企業の方には詳しく教えていただけたので良かったです。それ以降は有意義なディスカッションにはならず残念でした。
- ・ある程度のテーマがあった方が良いと思う。
- ・企業さんの率直な意見が聞けたので、将来の希望が見えました。また、参加したいです。
- ・時間の関係もあるでしょうが、もう少し多くの企業のお話を伺いたかったです。
- ・ディスカッション前に退室してしまい参加しておりません申し訳ございませんでした。企業の方がお話を受けて進めてくれたので、良かったです。保護者は逆にどんな感

- ・とても有意義な時間となりました。ありがとうございました。
- ・もっと回数を増やしていただけるとありがたいです
- ・支援制度・企業側の理解・職場適応の限界があると感じられ就労先が限られている。一般就労と福祉的就労のあいだの「中間的ステージ」を作り出したい。○地元企業とのスポット業務や「週1だけ企業で働く就労訓練」○就労移行に通えない人でも挑戦できるステップなど訓練プログラムを通し実習受け入れ先との繋がりを連携できると良い。
- ・企業の方の話を直接聞ける機会がないので、よかったです。何社も参加されていたのに 全部話を聞けないのが残念でした。
- ・企業との連携の大切さを実感できる良い機会になりました。現場での支援に活かし今後もこのような学びと交流の機会が継続されることを期待しています。
- ・次回も参加したいです
- ・特別学校の生徒さん達が多いのかなって印象はあり知的で通信にした子には企業とかかわりをもつ機会がなく初めて知ることばかりだった。特例子会社があることなどその企業さんがきてくれていることなど全く知識がない親でもわかりやすくしてくれたらいいなと思った。普通の人でも生きていくのが難しい世の中、もっと障害がある子供達がこうしたら生きやすくなるように親にも知識が欲しいです。

おわりに

今回も多くの企業様、教育、福祉の関係者の方々にご協力いただき、誠にありがとうございました。

当日のご参加いただいた方々からも、開催の継続の希望や細部にわたるご指摘もいただき、次回開催に生かしていきたいと思っております。

「働く」ことにスポットをあてて、本人、保護者、企業、教育、福祉の関係者がそれぞれの立場で、同じ土俵で話をする事で、双方の思いわかり、障がいのある方々の「就労」を「地域」で支えるという共通認識が持てたように感じました。

保護者、本人の漠然とした「就労」への不安を取り除き、未来の自分姿へつなげる、支援者も半年、1年、3年と先を見据えた姿を描きながらすべき支援が明確になったと感じました。

今後、この会を継続していくことで、より多くの方々とのつながりを作り、地域で障がいのある方々を支えていくと言い土壌を、地域で作っていきたいと思います。

今回はお忙しい中、ご協力いただきありがとうございました。

企業と語ろうinぬまづ

本講演は、障がい者を多数雇用している企業の方々から、直接就労に関することを聞くことで障がい児の「働く」「自立」を踏まえた、「学齢期にすべきこと」「今、始められること」を保護者、教育関係者、福祉関係者が一緒に考える機会とすることを目的といたしております

参加
無料

令和 7 年 8 月 5 日 (火)

13:20~16:30 (受付 13:00~ 開会 13:20~)

プラサヴェルデ 301・302 会議室

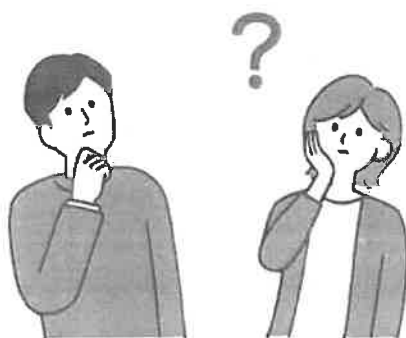
静岡県 沼津市 大手町 1-1-4

- 対象の方
- ・ 障がいのあるお子さんをお持ちの保護者
 - ・ 障がいのあるご本人
 - ・ 教育関係者
 - ・ 福祉関係者

各企業担当者が
直接お答えします！

当日のプログラム

- 13:00 受付
- 13:20 開会・挨拶
参加企業紹介
- 13:30 基調講演
「障がいのある方々の働く地域とは
～職業選択支援事業をふまえて～」
- 14:00 グループ座談
- 15:45 総括
- 16:15 挨拶・閉会



- ・ どんな人が働いているの？
- ・ どんな仕事をしているの？
- ・ どれくらい教えてもらえるの？
- ・ どうやって通勤しているの？
- ・ 親も付き添う？
- ・ 何時間ぐらい働くの？
- ・ 1日の流れはどんな感じ？
- ・ お給料はどれくらい？
- ・ うちの子でも働ける？

例年16:30頃閉会となっております。お子様のご都合等で途中退出もお受けいたしますので、事前にご相談ください。

参加者の皆様へ情報を提供することを目的として開催しております。
就労に関して、相談・斡旋仲介をする場ではございません。

お申込み方法 【受付最終日】 令和7年7月25日

右図のQRコードから 専用フォームへアクセスしてお申込みください。

- ・FAX やお電話での参加受付は行ってありません。
- ・応募多数の場合は、抽選にて決定させていただきます。
- ・参加の可否は、7月30日以降順次メールにてお知らせします。

問い合わせ先： NPO法人いろは 静岡県裾野市公文名27-4

TEL:055-955-5241

<https://iroha-2018.com/> E-mail : info@iroha-2018.com

(NPO法人いろは運営：相談支援センターそらにて質問受付)



《会場図》



JR沼津駅北口より徒歩3分

プラザヴェルデ 3F
301・302会議室

〒410-0801

静岡県沼津市大手町1-1-4

TEL : 055-920-4100

駐車場あり

**当日は、【静岡県内特例子会社】 【静岡県内地元企業】 が
多数参加します。**

特例子会社とは

「障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社」で、厚生労働大臣から認定を受けた会社を指します。令和6年6月1日 全国の特例子会社は 614社 あります。

《令和6年度開催時 参加企業実績》

株式会社イズラシ ウエルシアオアシス株式会社 株式会社星野リゾートワークスシステムズ

株式会社ウエルビーイング 社会福祉法人蒼樹会さつき園 マックスバリュ東海株式会社 PEVEスマイル株式会社

プライムアースEVエナジー株式会社 株式会社ファンケルスマイル 矢崎エナジーシステム株式会社沼津製作所

リコーエスパワー株式会社 NPO法人雇用部会（順不同）

＜後援＞ ・静岡県労働局・沼津市・三島市・裾野市・御殿場市・NPO法人 障害者雇用部会

・沼津市教育委員会・三島市教育委員会・裾野市教育委員会・長泉町教育委員会

・函南町教育委員会・御殿場市教育委員会・清水町教育委員会（順不同）

(第1号様式)

令和8年6月1日

函南町教育長 様

住 所 浜松市中央区

申請者

氏 名 古屋 晃子

(連絡先) 090-

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第14回親守詩静岡県大会		
期 日	令和9年2月28日(日) 10時00分～12時00分		
会 場	日本平ホテル		
主催者	団体名	親守詩静岡県大会実行委員会	
	代表者	杉山裕之	
	所在地	静岡市清水区	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	特定非営利活動法人子ども未来
		後 援	第13回大会は、静岡県、静岡県教育委員会、各市町および各市町教育委員会、諸団体等、計97団体後援

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	幼児・小中学生とその保護者 幼保小中学校教員 保育士 その他 健全育成に関わる団体企業 300名 1 県内の幼児、小中学生、一般の方々に親守詩作成の機会と発表 の場を設ける。 2 親子の絆の再生を実現する		
事業内容	1 親守詩コンクール表彰式 2 親子の絆再生模擬授業 3 親子の絆再生講演 他		
申請理由	県内の小中学生に親守詩制作の機会と発表の場を設けるため。 函南町の小学校4校から応募あり。		
入場料	有 料 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

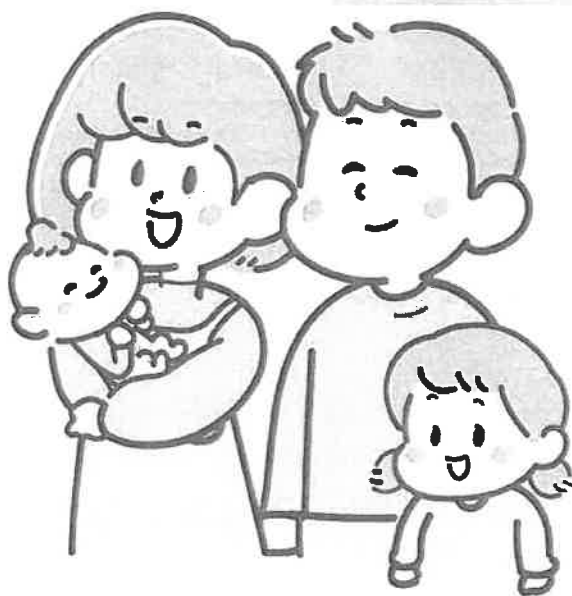
第14回

親守詩静岡県大会

「親守詩とは、子どもが5・7・5で「感謝」、親が7・7で「親心」を表現する、親子の「キャッチボール短歌」です。

親守詩静岡県大会賞
(幼児部門)
ばんがーれ
ばんがれおしごと
えいえいおー
かわいいおうえん
げんきがでるよ

親守詩静岡県大会賞
(中学生部門)
むかつくと
ごめんなさいは
セツトです
代々継がれる
ハッピーセツト



親守詩静岡県大会賞
(小学生部門)
おばあちゃん
年中無休
ありがとう
君との日々が
大切だから

親守詩静岡県大会賞
(一般部門)
親考行
そのうちするから
待っててね
「考」の文字見て
大丈夫かな?

1 作品応募方法

- (1) 裏面応募用紙に必要事項を記入して、郵送する。
- (2) パソコン・スマートフォンから応募フォームに入力する。
- (3) インスタグラムで「親守詩コンクール公式アカウント」@oyamoriutashizuokaをフォローした後、#oyamoriuta2026 をつけて投稿する。
【後日、事務局がメッセージで必要事項を問い合わせます。】

2 応募区分 幼児の部・小学生の部・中学生の部・一般の部（高校生を含む）

3 締め切り 2026年10月9日 当日消印有効

4 各賞（予定） 静岡県知事賞・静岡市長賞・静岡県教育長賞・静岡市教育長賞 他

5 発表方法 入賞された方には11月中旬に表彰式のご案内をお知らせします。

6 表彰式 2027年2月28日（日）日本平ホテル

7 応募条件

① 前回大会べ切以降に詠まれたものが対象です。（令和7年度および令和8年度）

② 応募作品は子供が詠んだ上の句に、親が下の句をつけた作品とします。

* 子供と「祖父母」、「担任の先生」など、子供と身近な大人の組み合わせも可能です。

③ 静岡県在住の方であれば、年齢に関わらず何作品でもご応募いただけます。

④ 作品の発表や出版に関する著作権は親守詩静岡県大会事務局に帰属し、事前の承諾無く作品および作者名を展示発表会やWEB上で使用します。

第十三回静岡県大会
静岡県知事賞
ママゴリラ
今日もウハウホ
おこってる
あなたに贈る
ドラミング

大会情報などはこちら／



こちらから
手軽に応募
できます。

言葉をつなぐ 心をつなぐ 親子をつなぐ おやもりうた 親守詩コンクール 作品募集!

表彰式：第14回親守詩静岡県大会 2027年2月28日 日本平ホテルで開催予定

親守詩（おやもりうた）とは、子どもが 5・7・5 で、親が 7・7 で、「感謝」と「親心」を表現する世界にたった1つの家族の短歌です。

親守詩コンクールについて

- 1 応募区分 幼児の部・小学生の部・中学生の部・一般の部（高校生を含む）
- 2 締め切り 2026年10月9日当日消印有効 *応募点数に制限なし
- 3 各賞 静岡県知事賞・静岡市長賞・静岡県教育長賞・静岡市教育長賞 他
- 4 発表方法 入賞された方には11月中旬に表彰式のご案内をお知らせいたします
- 5 表彰式 2027年2月28日 日本平ホテルで表彰
- 6 応募条件
 - ①応募作品は子供の上の句に、親が下の句をつけた親子の作品とします。
 - ②子供と「祖父母」「先生」など、身近な大人との組み合わせも可能です。
 - ③静岡県在住の方であれば、年齢にかかわらずご応募いただけます。
 - ④作品の発表や出版に関する著作権は親守詩静岡県大会事務局に帰属し、事前の承諾なく作品及び作者名を展示発表会やWEB上で使用します。

親守詩のつくり方

七
ド
ミ
ン
ク

七
あ
な
た
に
贈
る

★下の句【家族・大人が作ります】

五
お
こ
う
め
い

七
き
ん
も
う
わ
わ
ほ

五
ま
ま
の
こ
ら

★上の句【おやさんが作ります】



★★★応募の仕方★★★

下の応募用紙を切り取って郵送 ⇒ 〒434-0041 浜松市浜名区平口1857-1 平野

きりとりせん

七	七	★下の句 (家族または大人)	五	七	五	★上の句 (子供)

あてはまるところを○で囲んで下さい。

★ 幼児 小学生 中学生 一般 (高校生を含む)

★ 令和7年度実施 令和8年度実施

がっこうめい 学校名 立 保育園・幼稚園 小・中・高等学校

または 団体名

ふりがな
なまえ

お名前

じっしがくねん (ねんれい)

実施学年 (年齢) 年 (歳)

御自宅住所 (学校で応募の場合は学校住所)

〒

でん 話
電 話

第 1 4 回親守詩静岡県大会 予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額 (円)
1 参加者収入	0
2 支援金収入	450,000
計	450,000

2 支出の部

科 目	予 算 額 (円)
1 準備・募集費	130,000
2 大会運営費	130,000
3 大会冊子費	40,000
4 会場費	150,000
計	450,000

(第1号様式)

2026年 5月 27日

函南町教育委員会 御中

住 所 静岡県沼津市沼北町 2-9-12

申請者

氏 名 支部長 鈴木 珠美

(連絡先) 055-XXXXXXXXXX

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	静岡県東部支部私立学校相談会		
期 日	沼津会場：2026年10月25日（日） 富士会場：2026年11月1日（日）		
会 場	沼津会場：キラメッセぬまづ 富士会場：ふじさんめっせ		
主催者	団体名	静岡県私学協会東部支部	
	代表者	支部長 鈴木 珠美	
	住 所	静岡県沼津市沼北町 2-9-12	
共催又は 後援団体	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	東部地区すべての市町



事業の対象と目的	対象 中学・高校受験を考える児童・生徒とその保護者 目的 東部地区の私立学校が一堂に会し各校の紹介をすることで、受験生はこれまで知らなかった各校の情報を得て進路選択の参考にしてもらう。		
事業内容	各私立学校がブースを出しての個別相談会		
申請理由	義務教育の小中学生の参加を促進するため		
入場料	有 料 ・ ☐ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第9回

令和7年 静岡県東部地区 私立学校相談会

富士会場

10/26 (日)

沼津会場

11/9 (日)

会場 ふじさんめっせ
住所 〒416-0932
富士市柳島189-8
TEL 0545-65-6000
時間 9:30 ~ 13:30

会場 キラメッセぬまづ
住所 〒410-0801
沼津市大手町1-1-14
TEL 055-920-4100
時間 9:30 ~ 13:30

◆ 各校個別相談

◆ 就学支援金相談

◆ 各校制服展示

東部地区私立学校 参加校										
御殿場西	知徳	沼津中央	日本大学 三島	加藤学園 暁秀	加藤学園	桐陽	飛龍	星陵	静岡県 富士見	誠恵
			中学	中学				中学		
高校	高校	高校	高校	高校	高校	高校	高校	高校	高校	高校

※暴風雨等や感染症拡大により日程変更や中止になる場合は、事務局のウェブサイトにてご案内します。

主催：静岡県私学協会東部支部・静岡県東部地区私立学校相談会実行委員会

後援：伊東市教育委員会 伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会 下田市教育委員会 河津町教育委員会
御殿場市教育委員会 三島市教育委員会 小山町教育委員会 松崎町教育委員会 沼津市教育委員会
裾野市教育委員会 清水町教育委員会 西伊豆町教育委員会 長泉町教育委員会 東伊豆町教育委員会
南伊豆町教育委員会 熱海市教育委員会 函南教育委員会 富士宮市教育委員会 富士市教育委員会

[令和7年度 事務局] 御殿場西高等学校 TEL 0550-89-2466 <https://gotembanishi-h.ed.jp/>

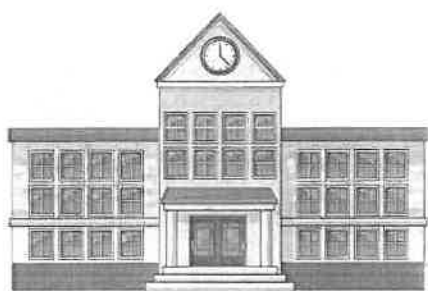
◆ 各校個別相談

各学校の先生と個別に話をすることができます。

1日で複数の学校を知ることができるため、
今までは考えていなかった学校とも出会えるかも！！



◆ 就学支援金相談



令和8年度から実質『授業料無償化』の予定です！
公立学校との学費の差が大きく縮まるため、
私立学校の選択肢も増えてくるでしょう。

◆ 各校制服展示

制服は学校を決める要素の1つ。

様々な学校の制服を一挙に見比べられる機会は
あまりないので、ぜひ立ち寄ってください！！



◆ スタンプラリー

各校のブースでスタンプを集めましょう。

決められた数が集まると景品をゲットできます！！
多くの学校で話を聞いて学校の情報を集めましょう。



令和8（2026）年度 第10回 静岡県東部支部私立学校相談会

1 日 時

10月25日（日）キラメッセぬまづ 9時30分～13時30分

11月1日（日）ふじさんめッセ 9時30分～13時30分

2 主催 静岡県私学協会東部支部 静岡県東部地区私立学校相談会実行委員会
後援 静岡県東部地区20市町教育委員会（予定）

3 参加校 東部地区私立中学校・高校

4 当日スケジュール

9:15 ～ 9:30 開会式

9:30 ～ 13:30 開場

13:30 ～ 来場者完全退場後片付け

5 事前の活動

- ・東部地区全中学校にチラシを配布する。
- ・各校は、チラシPDFをウェブサイトに掲載する。
- ・イベント保険の加入は、事務局校が行う。

6 当日の運営

- ・来場者は、会場入口で「来場者名簿」に記入する。（名簿は事務局が準備する）
- ・入場料は無料とする。
- ・資料や学校グッズなどの配布は、各校ブースで行う。
- ・会場には各校の「資料置場」と「制服展示コーナー」を、ブースとは別の場所に設置する。
- ・制服展示コーナーに設置できるマネキンの数は4体までとする。併設中学がある学校は、さらに4体まで追加することができる。並べ方は前に2体、後ろに2体とする。
- ・参加者アンケートを実施する。
- ・感染症対策は、各校の判断に委ねる。

7 令和8年度事務局

知徳高等学校

担 当 菅谷 鳥居

連絡先 Tel 055-975-0080 Fax 055-976-0735

Mail hirotakatorii@chitoku.ed.jp

令和8年度静岡県東部地区私立学校相談会 収支予算書（案）

収入の部

（単位：円）

項 目	予算額	概 要
助成金	500,000	地区私学展等経費
入場料	0	来場者の入場料は0円のため収入はありません
雑収入	0	貯金利息等
繰越金	172,198	前年度より繰越
計	672,198	

支出の部

（単位：円）

項 目	予算額	概 要
印刷費	80,000	ポスター、チラシ印刷
会場費	380,000	会場使用料
通信運搬費	10,000	郵送代
需用費	20,000	消耗品費
保険料	30,000	参加者傷害保険料（800名分） R7入場者758名
会議費	40,000	事務会議費等
雑費	20,000	振込手数料等
予備費	92,198	
計	672,198	

（科目間の流用を認める）

(第1号様式)

8 年 6 月 10 日

函南町教育委員会

住 所 田方郡函南町

申請者

氏 名 橋本 麻美
(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	マンドリンコンサート 2026		
期 日	2026 年 9 月 26 日 (土)		
会 場	三島市民文化会館 ゆうゆうホール 小ホール		
主催者	団体名	伊豆マンドリンアンサンブル	
	代表者	金森 康央	
	住 所	沼津市	
共催又は 後援団体	☒ 有 ☐ 無	共 催	
	(有りの 場合はそ の名称)	後 援	三島市・三島市教育委員会 伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会 他



事業の対象 と 目的	対象はどなたでも 年齢制限・三島市民のみ等の 制限なし 目的 演奏会によりマンドリンという楽器とその音色、 音楽を地域の幅広い世代に周知し、多くの人 に楽しんでもらうため。		
事業内容	マンドリンを中心とした楽器の演奏会		
申請理由	集客のため 多くの方にマンドリンの演奏に解れて魅力を 伝えるため		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

伊豆マンドリンアンサンブル

マンドリン コンサート 2026

9月26日 土 13:00 開場
13:30 開演

三島市民文化会館 ゆうゆうホール 小ホール

静岡県三島市一番町20-5

JR東海道 新幹線・本線 伊豆箱根鉄道 駿豆線 三島駅(南口)より徒歩3分

※会館に駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください



演奏予定曲

(変更する場合があります)

第1部:時を超えて輝く 珠玉の朝ドラ主題歌セレクション

ありがとう

麦の唄 ほか

第2部:初秋を彩る マンドリンオリジナル曲の世界

初秋の唄

劇的序楽『細川ガラシャ』 ほか

第3部:夢と魔法が響く アニメ名曲集

となりのトトロメドレー

レット・イット・ゴー～ありのままで～ ほか

入場無料

予約不要
先着順自由席

〈お問い合わせ〉TEL 090-1288-7438 (金森)

メール kanamoriyasuhiro@icloud.com

〈主催〉伊豆マンドリンアンサンブル

HP <https://sites.google.com/view/izumandolin>

〈後援〉三島市・三島市教育委員会・函南町教育委員会・伊豆の国市教育委員会・伊豆市教育委員会
伊豆新聞本社・伊豆日日新聞社・K-MIX・FMいすのくに・(一社)日本マンドリン連盟 中部支部



ホームページリンク

仮

令和 8 年 6 月 15 日

函南町教育委員 様

函南町教育研究会
会長 宮崎 克久

令和 8 年度 函南町教育講演会の開催について（通知）

長雨の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、令和 8 年度函南町教育講演会を下記の日程で開催いたしますのでご案内
申し上げます。

ご多用とは存じますが、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 29 日（水） 14:00～16:00 受付 13:30 から
- 2 会 場 函南町文化センター 多目的ホール
- 3 出席者 函南町に勤務する幼保こ小中の教職員、支援員、P T A 役員等
- 4 内 容 (1) 開会あいさつ 宮崎 克久 教育研究会長
(2) 教育長挨拶及び講師紹介 久保田 浩子 教育長
(3) 講演
演題「次期学習指導要領を見据えた授業づくり」
講師 上智大学総合人間科学部教育学科教授 奈須 正裕 氏
(4) 閉会あいさつ 萩野 秀剛 教育研究会副会長
- 5 その他 ・ 事前に出欠席のご都合をお知らせいただけるとありがたいです。
・ 駐車場には限りがございますので、乗合せ等にご協力ください。

事務局	函南町立函南小学校
	教頭 塩谷 涼子
電話番号	055-978-3048

令和8年度 函南町教育講演会

- 演題 -

「次期学習指導要領を見据えた授業づくり」

📅 ◇ 日時 令和8年7月29日(水) 受付 13:30 開演 14:00

📍 ◇ 会場 函南町文化センター 多目的ホール

これからの教育課程改革において、私たちはどのような視点で保育や授業をデザインし、子どもの資質・能力を育てていくべきか。中央教育審議会委員として改革を牽引する奈須先生より、理論と実践の両面から分かりやすくお話しいただきます。

👤 講師

上智大学 総合人間科学部 教育学科 教授

奈須 正裕(なす まさひろ) 氏



講師プロフィール

徳島県生まれ。上智大学総合人間科学部教育学科教授。徳島大学教育学部卒業、東京大学大学院教育学研究科修了。博士(教育学)。国立教育研究所室長、立教大学教授などを経て2005年より現職。専門は教育心理学、教育方法学。

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会長等を歴任し、次期学習指導要領改訂をはじめとする我が国の教育改革に深く携わっている。

📖 主な著書

『「資質・能力」と
学びのメカニズム」
(東洋館出版社)

「個別最適な学びの
足場を組む」
(教育開発研究所)

「次代の学びを創る
知恵とワザ」
(ぎょうせい)